

# 稲敷市国土強靱化地域計画【概要版】

## 第1章 計画策定の基本的事項

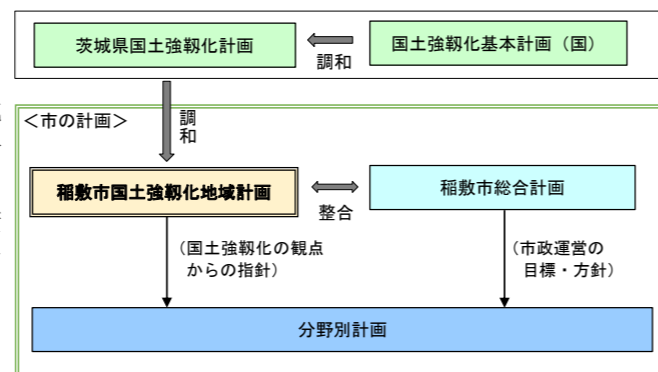
### 1 計画の策定趣旨

国においては、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、2013（平成 25）年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」を制定し、2014（平成 26）年 6 月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定しました。

本市においても、令和元年の東日本台風により甚大な被害が発生するなど、近年の気候変動等に伴い自然災害が激甚化しています。このような大規模自然災害に備え、強さとしなやかさを兼ね備えた、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、「稲敷市国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。

### 2 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国及び茨城県と整合のとれた計画とするとともに、「第 2 次稲敷市総合計画」とも整合を図り、本市の防災・減災に資する具体的な施策を計画的に推進する上での指針となる計画として位置付けるものです。



### 3 計画の期間

2022（令和 4）年度から 2027（令和 9）年度

## 第2章 概況

本市は、人口約 3.9 万人で茨城県の南部、首都東京より 60 km 圏に位置し、地勢は、稲敷台地と広大な水田地帯からなり、霞ヶ浦、利根川、新利根川、小野川などの水辺環境に恵まれています。

本市の災害の記録を顧みると、地震と風水害に大別され、特に、利根川や霞ヶ浦、小貝川の氾濫による洪水を幾度か受けてきました。近年は近代的な河川改修が進んでいるため、大河川の氾濫による洪水被害は減少してきていますが、中小の河川が溢れたり、降雨がはげないで発生する浸水被害（内水被害）が多く見られるようになってきています。

## 第3章 強靱化の基本的考え方

### 1 想定するリスク

本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般（地震、台風・竜巻・豪雨などの風水害等）としました。

### 2 基本目標

基本計画や茨城県の「茨城県国土強靱化計画」（以下、「県計画」という。）を踏まえ、本市の目指すべき将来の姿を実現するため、以下の 4 つの基本目標を設定しました。

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

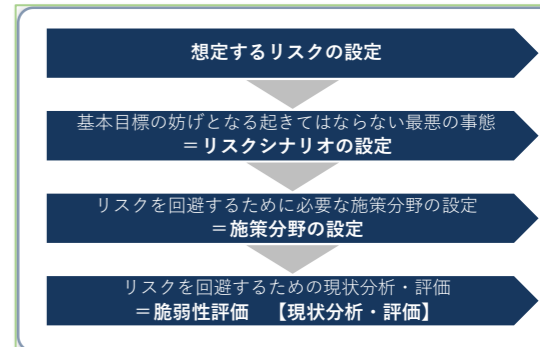
【本市の目指すべき姿】

ゆうゆう安心・安全に暮らせる  
災害に強いまち・稲敷

## 第4章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価

大規模自然災害による甚大な被害を回避するために、現在の施策で足りるのか、どこに脆弱性があるのかを明らかにします。本計画では、右に示す手順により脆弱性評価を行い、推進方針を策定しました。



### 2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

基本目標達成のため、基本計画や県計画の個別施策分野を参考に、起きてはならない最悪の事態を参考にしつつ 4 つの基本目標を達成するため、本市の地域特性や想定するリスクを踏まえ、8 つの「事前に備えるべき目標」と 30 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」（「表-起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）への対応方針」参照）を設定しました。

### 3 脆弱性評価の結果

個別の施策（事業）ごとに課題や進捗状況を把握し、施策（事業）によってリスクシナリオの回避が可能であるかを検討し、不可能である場合に足りない以下の点を『脆弱性』として評価しました。

- ① 道路・橋梁施設の耐震化等の推進による安全性の向上
- ② 必要な医療の確保
- ③ 自助と共助による地域単位の防災力の向上

### ＜個別施策分野＞

- ① 行政機能/警察・消防等
- ② 住宅・都市・住環境
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 産業・エネルギー
- ⑤ 情報通信・交通・物流
- ⑥ 農林水産
- ⑦ 国土保全
- ⑧ 教育、社会教育、歴史・文化

## 第5章 強靱化の推進方針

前章の脆弱性の分析・評価の結果を踏まえ、リスクシナリオを回避するための施策を検討し、対応方針として次に整理しました。

また、推進方針には、施策ごとの進捗状況を示す重要業績指標（KPI）をできる限り設定しました。

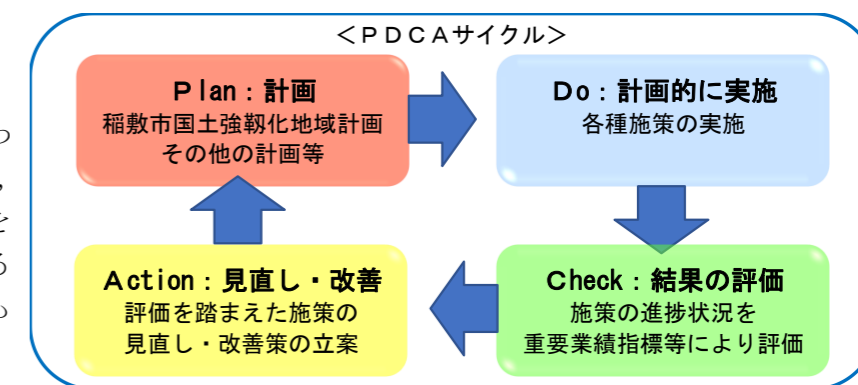
## 第6章 計画の推進及び進捗管理

### 1 脆弱性評価

30 のリスクシナリオについて、4 つの基本目標に対する効果の大きさや緊急度の視点から、10 の重点化すべきリスクシナリオを選定（「表-起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）への対応方針」参照）しました。

### 2 計画の進捗管理

本計画は、本市総合計画の改定に合わせて計画内容の見直しを行うとともに、社会状況の変化や進捗状況の結果を踏まえ、PDCA サイクルを検証することにより、計画期間の途中であっても必要に応じて見直しを行います。



■起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）への対応方策

重点化すべきリスクシナリオ

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	対応方策（概要）
1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生	○市の防災拠点機能の確保 ○広域連携体制の整備 ○地域防災力の強化 ○住宅、建築物等の耐震化 ○市街地整備等 ○防火対策 ○老朽・空家対策 ○液状化対策 ○避難行動要支援者対策 ○道路等の防災・減災対策及び耐震化 ○緊急輸送体制の整備 ○教育施設等の防災拠点機能の強化
	1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	○災害情報の収集、伝達体制の確保 ○地域防災力の強化 ○自然災害を考慮した土地利用等 ○避難行動要支援者対策 ○緊急輸送体制の整備 ○河川改修等の治水対策 ○河川管理施設・土砂災害防止施設等の長寿命化対策
	1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態	○市の防災拠点機能の確保 ○地域防災力の強化 ○自然災害を考慮した土地利用等 ○災害情報の収集、伝達体制の確保 ○農業水利施設等の老朽化対策及び耐震化 ○総合的な土砂災害対策の推進 ○河川管理施設・土砂災害防止施設等の長寿命化対策
	1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	○市の防災拠点機能の確保 ○災害情報の収集、伝達体制の確保 ○地域防災力の強化 ○避難行動要支援者対策 ○河川改修等の治水対策 ○情報通信ネットワークの整備 ○道路等の防災・減災対策及び耐震化 ○自助・共助・公助の適切な組合せの教育・訓練・啓発等
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 ○土木施設の復旧・復興を担う人材の育成・確保 ○地域防災力の強化 ○農林道等の整備 ○上下水道施設の耐震化等 ○災害情報の収集、伝達体制の確保 ○道路等の防災・減災対策及び耐震化 ○緊急輸送体制の整備
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	○地域防災力の強化 ○孤立可能性地区における対策の推進 ○緊急輸送体制の整備 ○災害情報の収集、伝達体制の確保
	2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○広域連携体制の整備 ○地域防災力の強化 ○自然災害を考慮した土地利用等 ○自助・共助・公助の適切な組合せの教育・訓練・啓発等
	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	○地域防災力の強化 ○災害による停電対策 ○大規模災害発生時の緊急給油対策 ○ライフラインの災害対応力強化・早期復旧 ○エネルギーの供給源の安定化 ○緊急輸送体制の整備
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	○道路等の防災・減災対策及び耐震化 ○緊急輸送体制の整備 ○災害情報の収集、伝達体制の確保
	2-6 被災地域における疫病・感染症等の大規模発生	○物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 ○上下水道施設の耐震化等 ○感染症予防対策 ○災害情報の収集、伝達体制の確保
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化	○広域連携体制の整備 ○市の防災拠点機能の確保 ○地域防災力の強化
	3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	○交通事故等の回避対策 ○緊急輸送体制の整備
	3-3 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○広域連携体制の整備 ○業務継続体制の整備 ○市の防災拠点機能の確保 ○地域防災力の強化 ○緊急輸送体制の整備 ○災害情報の収集、伝達体制の確保 ○教育施設等の防災拠点機能の強化 ○自助・共助・公助の適切な組合せの教育・訓練・啓発等
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	○災害情報の収集、伝達体制の確保 ○地域防災力の強化 ○災害による停電対策 ○大規模災害発生時の緊急給油対策 ○エネルギーの供給源の安定化 ○ライフラインの災害対応力強化・早期復旧 ○工業用水道施設の更新・耐震
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	○災害情報の収集、伝達体制の確保 ○市の防災拠点機能の確保 ○避難行動要支援者対策
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下	○市内事業者における事業継続計画（BCP）の普及啓発 ○事業者への融資制度の整備 ○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化
	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な電力、石油等の供給の停止	○市の防災拠点機能の確保 ○地域防災力の強化 ○災害による停電対策 ○大規模災害発生時の緊急給油対策 ○ライフラインの災害対応力強化・早期復旧 ○エネルギーの供給源の安定化
	5-3 主要幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止	○交通事故等の回避対策 ○道路等の防災・減災対策及び耐震化 ○緊急輸送体制の整備
	5-4 食料等の安定供給の停滞	○物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 ○土木施設の復旧・復興を担う人材の育成・確保 ○上下水道施設の耐震化等 ○感染症予防対策 ○道路等の防災・減災対策及び耐震化 ○緊急輸送体制の整備 ○農業水利施設等の老朽化対策及び耐震化 ○農林道等の整備
	5-5 異常湧水等による用水供給の途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	○上下水道施設の耐震化等 ○工業用水道施設の更新・耐震 ○農業水利施設等の老朽化対策及び耐震化 ○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化 ○農林道等の整備
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 ライフライン（電気・ガス・上下水道等）の長期間にわたる供給停止	○地域防災力の強化 ○上下水道施設の耐震化等 ○災害による停電対策 ○大規模災害発生時の緊急給油対策 ○農林道等の整備 ○ライフラインの災害対応力強化・早期復旧 ○エネルギーの供給源の安定化 ○道路等の防災・減災対策及び耐震化
	6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○災害情報の収集、伝達体制の確保 ○上下水道施設の耐震化等 ○感染症予防対策 ○ライフラインの災害対応力強化・早期復旧 ○道路等の防災・減災対策及び耐震化
	6-3 地域交通ネットワークが分断する事態	○土木施設の復旧・復興を担う人材の育成・確保 ○災害情報の収集、伝達体制の確保 ○交通事故等の回避対策 ○道路等の防災・減災対策及び耐震化 ○緊急輸送体制の整備
7. 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生	○市の防災拠点機能の確保 ○地域防災力の強化 ○防火対策 ○老朽・空家対策 ○災害情報の収集、伝達体制の確保
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	○住宅、建築物等の耐震化 ○自然災害を考慮した土地利用等 ○老朽・空家対策 ○災害情報の収集、伝達体制の確保
	7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化 ○農林道等の整備
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○災害廃棄物対策 ○道路等の防災・減災対策及び耐震化
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○土木施設の復旧・復興を担う人材の育成・確保 ○地域防災力の強化 ○自然災害を考慮した土地利用等 ○地籍調査の促進 ○道路等の防災・減災対策及び耐震化 ○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化 ○河川改修等の治水対策
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興の大幅な遅れ及び有形・無形の文化の衰退・損失	○地域防災力の強化 ○避難行動要支援者対策 ○自助・共助・公助の適切な組合せの教育・訓練・啓発等 ○文化財の保護・継承 ○教育施設等の防災拠点機能の強化
	8-4 風評被害等による地域内経済等への甚大な影響	○災害情報の収集、伝達体制の確保 ○市内事業者における事業継続計画（BCP）の普及啓発 ○事業者への融資制度の整備 ○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化